

役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程

(適用範囲)

第1条 公益財団法人未来工学研究所の定款第13条及び定款第27条に基づく役員（理事及び監事）及び評議員の報酬については、本規則を適用する。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、未来工学研究所の業務を本務とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は年俸制とし、年俸額は次の額以下とする。

理事長	1,000万円
副理事長	800万円
常務理事	700万円
理事	500万円

- 2 年俸額の支給方法等必要な事項は評議員会の決議により別に定める。
- 3 支給額は評議員会の承認を要する。
- 4 上記の規定にかかわらず本人の申し出により支給を辞退することができる。

(会議出席謝金)

第4条 役員等が、理事会、評議員会、監事監査等の会議に出席した場合は、別に定める細則に基づき、会議出席謝金を支給することができる。

(退職手当)

第5条 退職手当は、年俸額に含める。

(費用)

第6条 役員等が職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求

のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(改 廃)

第7条 本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則 本規則は、平成25年4月1日から施行する。

付則 平成29年3月27日 改正